

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和5年10月6日(2023.10.6)

【公開番号】特開2023-78388(P2023-78388A)

【公開日】令和5年6月6日(2023.6.6)

【年通号数】公開公報(特許)2023-104

【出願番号】特願2023-46634(P2023-46634)

【国際特許分類】

H04N19/105(2014.01)

10

H04N19/577(2014.01)

【F I】

H04N19/105

H04N19/577

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月28日(2023.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エンコーダにおけるビデオ符号化のための方法であって、

プロセッサが、現在のピクチャにおける現在のブロックの予測情報を決定し、前記予測情報を含むコーディングされたビデオ・ビットストリームをデコーダに送信するステップを含み、

前記予測情報は、第1参照ピクチャ及び第2参照ピクチャに基づくリファインメント技術を利用する可能性があるインター予測モードを示し、

前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャからのクロマ成分の第1等加重条件が充足されていない場合、前記現在のブロックにおけるルマ・サンプルの再構築において前記リファインメント技術はディセーブルにされ、

前記第1参照ピクチャのクロマ・ウェイトの第1フラグが所定値に等しく、前記第2参照ピクチャのクロマ・ウェイトの第2フラグが所定値に等しい場合に、前記第1等加重条件は充足されていると判断される、方法。

【請求項2】

前記クロマ成分の前記第1等加重条件及び前記ルマ成分の第2等加重条件のうちの少なくとも1つを充足していないことに応答して、前記現在のブロックにおける前記ルマ・サンプルの前記再構築において前記リファインメント技術はディセーブルにされ、

前記第2等加重条件は、前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャからのルマ成分に関する条件であり、前記第1参照ピクチャのルマ・ウェイトの第1フラグが所定値に等しく、前記第2参照ピクチャのルマ・ウェイトの第2フラグが所定値に等しい場合に、前記第2等加重条件は充足されていると判断される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャからの前記クロマ成分の前記第1等加重条件を充足していないことに応答して、前記現在のブロックにおけるクロマ・サンプルの再構築において前記リファインメント技術はディセーブルにされる、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

40

50

前記リファインメント技術は、双方向オプティカル・フロー（BDOF）及びデコーダ側動きベクトル・リファインメント（DMVR）のうちの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャのうちの一方が前記現在のピクチャより大きなピクチャ・オーダー・カウントを有し、

前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャのうちの他方が前記現在のピクチャより小さなピクチャ・オーダー・カウントを有する、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第1参照ピクチャのクロマ・ウェイトの第1フラグ及び前記第2参照ピクチャのクロマ・ウェイトの第2フラグのうちの少なくとも1つがゼロに等しくないことに基づいて、前記第1参照ピクチャ及び前記第2参照ピクチャからの前記クロマ成分の前記第1等加重条件は充足されていないと判断される、請求項1に記載の方法。 10

【請求項7】

請求項1ないし6のうちの何れか1項に記載の方法をコンピュータに実行させるコンピュータ・プログラム。

【請求項8】

プロセッサと命令を含むメモリとを有する装置であって、前記命令は請求項1ないし6のうちの何れか1項に記載の方法を前記プロセッサに実行させる、装置。

20

30

40

50